

# 令和元年度東村山市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(平成31年1月1日)	A		B	B/A	29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	150,789	53,754,570	1,837,201	7,877,339	14.7	14.8

(注) 1 人件費とは、一般職員に支給される給与や、市長、議員、各種委員などの特別職に支給される給料・報酬・手当のほか、社会保険料の事業主負担分である共済費などの経費の合計をいいます。

2 市の会計は、一般会計と特別会計に分かれています。普通会計とは、一般会計から老人保健医療等に係る人件費を控除して得られる統計上の会計です。

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

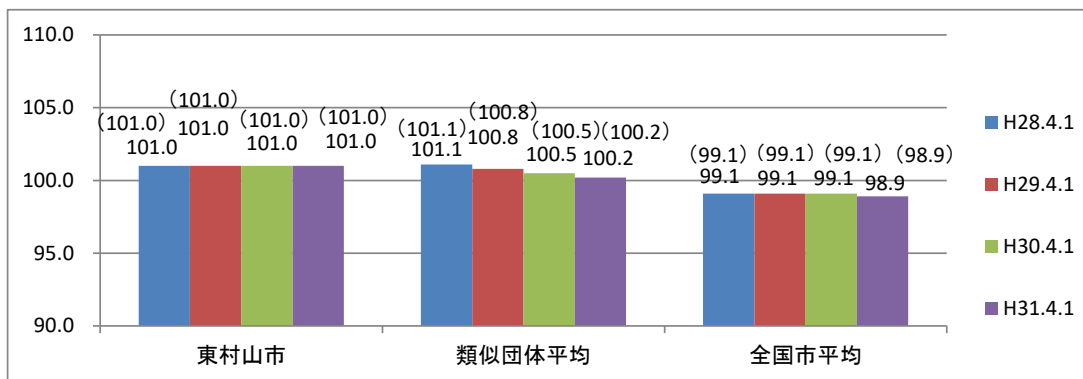
区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考)	(参考)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	一人当たり 給与費 (B/A)	類似団体平均 一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	743	2,866,653	890,366	1,314,568	5,071,587	6,826	6,611
	(63)	(136,799)	(23,140)	(31,464)	(191,403)	(3,038)	

(注) 1 職員手当は、退職手当を除いたものです。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です(平均年齢41.7歳)。

3 ()内は再任用短時間職員の値であり、外書きです。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、

③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数は、主に職員の経験年数別の平均給料月額を基に算出するが、大量退職の第2ピークなどの影響により昇任者の若年化等が進み、指数が上昇傾向にある。今後、中・長期的には一定の年齢構成に落ち着くことで改善する見込みである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由) )

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の総合的見直しや東京都人事委員会の職員の給与に関する勧告等を踏まえ、早期に構造改革の成果を発揮していく観点から単年度で地域手当との配分変更を実施し、現給保障を行わずに平均1.7%引下げた。同時に地域手当を2%引き上げたが、これは給料月額と地域手当の配分変更を行ったもので、給与水準は従前と同じである。

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準11%に対し、東村山市においては12%を支給。(給料月額と地域手当の配分変更を行ったもので給与水準は従前と同じ)

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は12%、給与改定後は平成27年4月に遡及し13%、平成28年4月1日から15%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度 の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	10%	11%	13%	15%	15%	15%	15%
東村山市の支給割合	10%	12%	13%	15%	15%	15%	15%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年4月1日現在)

1. 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東村山市	41.3歳	318,133円	429,169円	388,979円
東京都	41.7歳	314,459円	448,732円	395,986円
国	43.4歳	329,433円	-	411,123円
類似団体	41.5歳	316,769円	428,974円	377,511円

2. 技能労務職

区分	公務員					民間			参考			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	年取ベース(試算値)の比較		
										公務員(C)	民間(D)	C/D
東村山市	52.0歳	39人	337,723円	409,480円	402,742円	-	-	-	-			
うち、用務員	52.5歳	16人	343,588円	424,014円	414,532円	用務員	55.6歳	211,600円	2.00	7,028千円	2,883千円	2.44
東京都	49.9歳	-	291,617円	393,246円	361,139円	-	-	-	-			
国	50.9歳	-	287,312円	-	329,380円	-	-	-	-			
類似団体	50.5歳	-	331,434円	408,349円	375,887円	-	-	-	-			

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(3ヶ年平均)。  
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。  
 3 年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値となっています。  
 4 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の諸手当を含まない基本給の平均です。  
 5 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		東村山市	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700円	183,700円	180,700円
	高校卒	145,600円	145,600円	148,600円
技能労務職	大学卒	143,000円	-	-
	高校卒	143,000円	143,000円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成31年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,813円	353,808円	349,489円	387,385円
	高校卒	-	-	-	386,300円
技能労務職	大学卒	-	-	-	-
	高校卒	-	-	-	325,200円

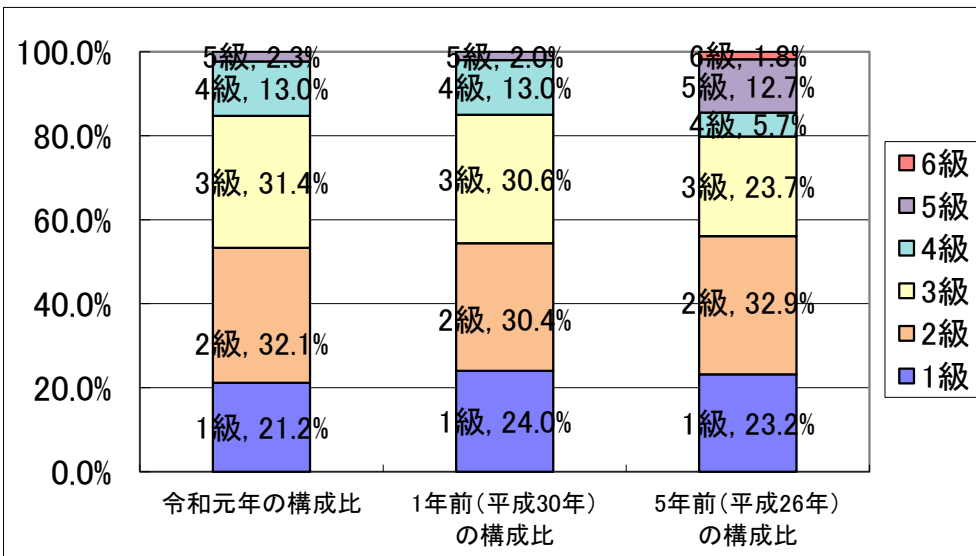
(注) 「-」の部分については、該当する職員がおりません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

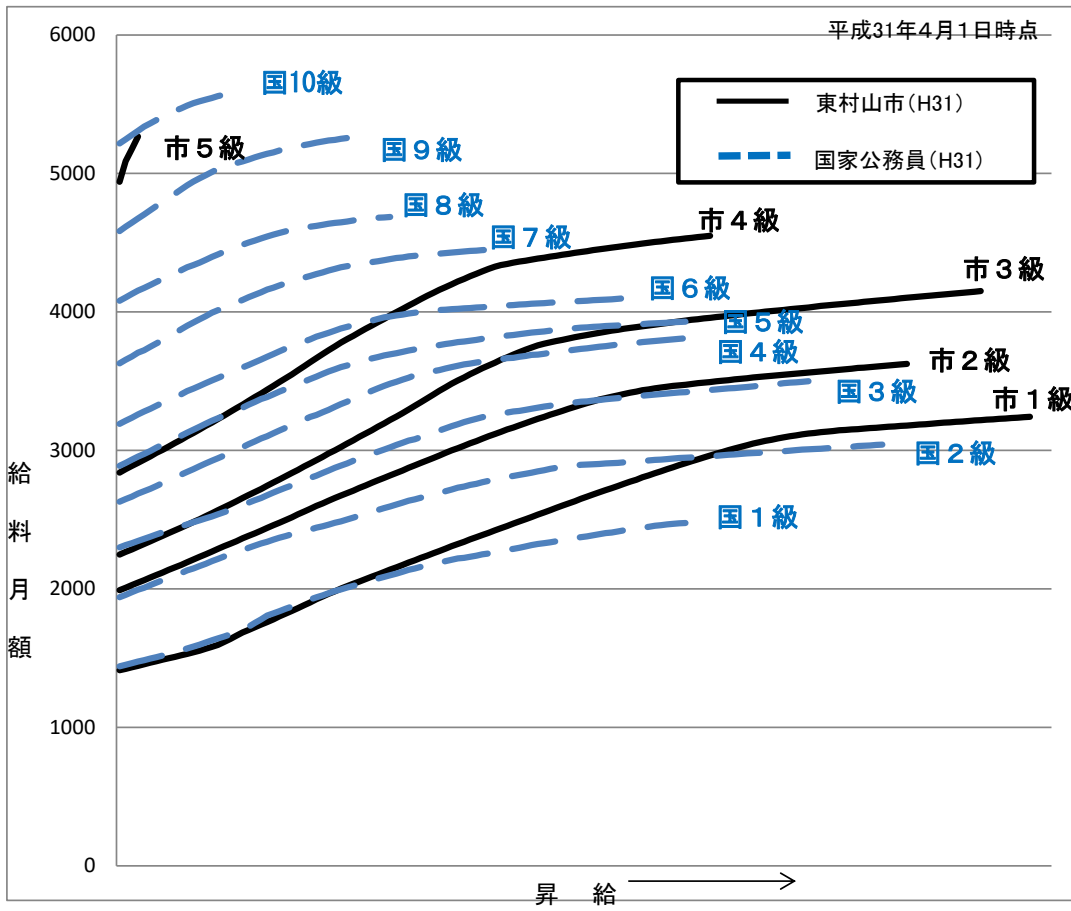
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5 級	部長	12人	2.3%	494,000円	526,700円
4 級	次長・課長	69人	13.0%	284,000円	455,000円
3 級	課長補佐・係長	166人	31.4%	224,800円	415,100円
2 級	主任・主任技師	170人 61	32.1% (100.0)	199,100円	362,500円
1 級	主事・技師	112人	21.2%	141,300円	324,300円

(注) 1 東村山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。  
 3 ( )内は再任用短時間職員の値であり、外書きです。



(注) 平成27年4月1日に5級制に切り替わっております。

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成31年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(東村山市)

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

東村山市	東京都	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,732 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,874 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.95 )月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.95 )月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算3~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算3~20%、管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算5~20%、管理職加算10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(東村山市)

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2)退職手当

東村山市 (平成31年4月1日現在)			国 (平成31年4月1日現在)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	43.00 月分	43.00 月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	11,330千円	19,666千円			

(注) 1 退職手当は退職時の給料月額に、勤続年数や退職事由に応じた一定の率を乗じた額となります。

2 平成30年度に退職した職員一人あたりの退職手当は、自己都合退職で11,330千円(平均勤続年数19年5月)、定年退職で19,666千円です。(平均勤続年数31年9月)

### (3) 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		431,210 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		581,930 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東村山市	15.0 %	741 人	15.0 %

### (4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	880 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	55,000 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	2.2 %			
手当の種類(手当数)	1 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	高所作業に従事する職員	高所作業	880千円	1日につき 600円
	災害時に緊急出動し復旧作業に従事する職員	災害時の緊急出動の復旧作業	-	1日につき 600円
	行路死亡人又は行路病人の取扱いに従事する職員	行路死亡人又は行路病人の取扱い	-	1件につき 2,000円
	感染症又は家畜伝染病の防疫消毒作業に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫消毒作業	-	1日につき 600円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	210,652 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	341 千円
支給実績(29年度決算)	226,254 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	373 千円

### (6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	子9,000円(加算4,000円)・配偶者及びその他6,000円(職務の級が4級であるものは3,000円)職務の級が5級であるものを除く	異	支給単価	57,671 千円	212,026 円
住居手当	当該年度末35歳未満で賃貸借契約がある世帯主 15,000円	異	支給対象及び単価	14,699 千円	177,096 円
通勤手当	交通機関 6ヶ月定期乗車券相当額 交通用具 距離に応じて支給	異	支給対象及び単価	39,307 千円	72,123 円
管理職手当	役職に応じて支給 94,000～64,000円	異	支給額	74,162 千円	938,759 円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市長	943,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,130,000 円 / 792,000 円	
	副市長	801,000 円	930,000 円 / 675,800 円	
報 酬	議 長	558,000 円	724,000 円 / 463,000 円	
	副議長	506,000 円	660,000 円 / 420,000 円	
	議 員	485,000 円	606,000 円 / 400,000 円	
期 末 手 当	市 長 副市長	(30年度支給割合) 3.95 月分		
	議 長 副議長 議 員	(30年度支給割合) 4.15 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 在職1年につき給料月額100分の310に相当する額	(1期の手当額) 11,693,200 円	(支給時期) 退職時
	副市長	在職1年につき給料月額100分の270に相当する額	8,650,800 円	退職時

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。  
2 特別職の給料等の額は、「東村山市特別職報酬等審議会」の答申を経て、市長が条例で定めています。

## 6 職員数の状況

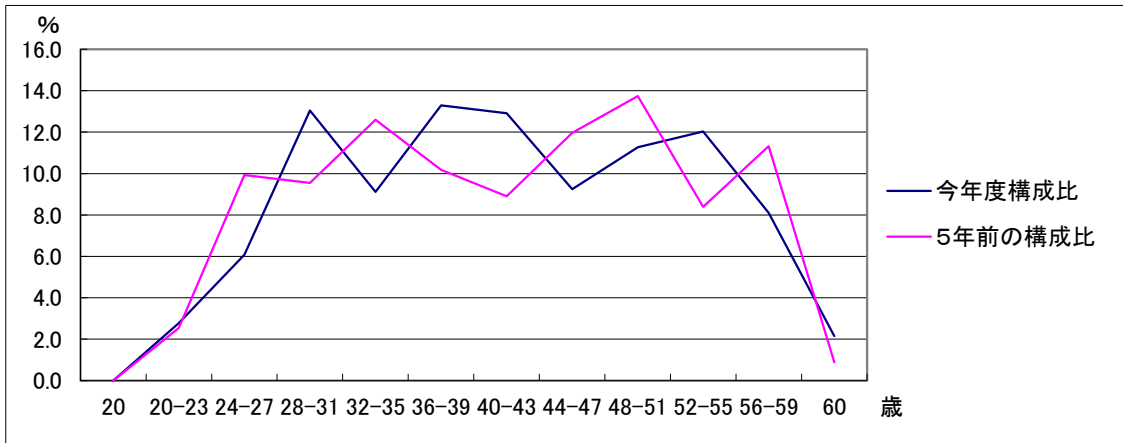
### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成30年	平成31年			
普 通 会 計 部 門	議会	8	8	0		
	一 般 行 政 部 門	総務	169	170	1	業務増 事業の統廃合縮小
		税務	55	54	△1	
		農林水産	4	4	0	
		商工	4	4	0	
		土木	48	51	3	
		民生	269	269	0	
	衛生	57	60	3	業務増	
	小 計	614	620	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 41.12 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 43.90人)	
	教育部門	126	126	0		
小 計	740	746	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.47 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 60.42人)		
公 営 会 企 業 部 門	下水	6	6	0		
	その他	38	38	0		
	小 計	44	44	0		
合 計		784 [ 933 ]	790 [ 933 ]	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.39 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、上記人数に教育長は含んでおりません。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。  
3 教育部門とは、教育委員会の職員です。  
4 公営企業等会計部門とは、下水道・国保・介護・老健に係る職員です。  
5 △は、前年と比較して減となったことを示します。  
6 類似団体とは、人口規模、産業構造等が東村山市と類似している団体です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	22人	48人	103人	72人	105人	102人	73人	89人	95人	64人	17人	790人

(3) 職員数の推移(過去5年間)

(単位:人)

区分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	増減数
一般行政	職員数	614	617	619	618	614	620	6
	増減	-	3	2	△1	△4	6	
教育	職員数	129	127	125	125	126	126	△3
	増減	-	△2	△2	0	1	0	
小計 (普通会計)	職員数	743	744	744	743	740	746	3
	増減	-	1	0	△1	△3	6	
公営企業 等会計	職員数	43	43	42	43	44	44	1
	増減	-	0	△1	1	1	0	
総合計	職員数	786	787	786	786	784	790	4
	増減	-	1	△1	0	△2	6	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。